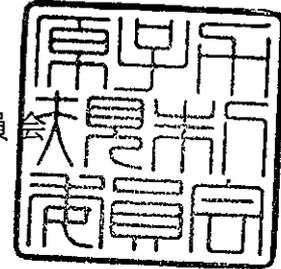


原規規発第 1711083 号
平成 29 年 1 月 8 日

原子力委員会 殿

原子力規制委員会



国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉設置変更許可（STACY（定常臨界実験装置）施設等の変更）に関する意見の聴取について

上記の件について、平成23年2月10日付け22原機（安）092（平成27年3月31日付け26原機（安）113、平成28年11月1日付け28原機（安）020、平成29年3月1日付け28原機（安）024、平成29年3月31日付け28原機（安）028、平成29年6月14日付け29原機（安）007及び平成29年9月8日付け29原機（安）012をもって一部補正）をもって、独立行政法人日本原子力研究開発機構 理事長 鈴木 篤之（平成25年6月18日付け25原機（科保）028をもって松浦 祥次郎に代表者の氏名が変更され、平成27年4月15日付け27原機（科保）009をもって国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 理事長 児玉 敏雄へ名称及び代表者の氏名が変更された。）から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第26条第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、同法第26条第4項において準用する同法第24条第1項各号の規定に適合していると認められるので、同法第26条第4項において準用する同法第24条第2項の規定に基づき、別紙のとおり同条第1項第1号に規定する基準の適用について、貴委員会の意見を求める。

なお、既許可において溶液燃料を用いたSTACYで炉心燃料として使用予定であったウラン・プルトニウム混合酸化物の粉末状の燃料について、本申請においては、既許可にあった「プルトニウム硝酸水溶液燃料等を用いて臨界及び臨界データの取得を行い」との目的を削除し、「旧STACYで使用する計画であったウラン・プルトニウム混合酸化物の粉末状の燃料は、粉末燃料貯蔵設備のPu保管ピットに貯蔵する」としている。本件に関して、利用目的のないプルトニウムを持たないとの原則等のプルトニウムの平和利用の基本的考え方を示している貴委員会としての見解を貴委員会の意見の中で示されたい。



(別紙)

**国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所
(STACY (定常臨界実験装置) 施設等の変更) の核原料物
質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可
の基準への適合について**

平成23年2月10日付け22原機(安)092(平成27年3月31日付け26原機(安)113、平成28年11月1日付け28原機(安)020、平成29年3月1日付け28原機(安)024、平成29年3月31日付け28原機(安)028、平成29年6月14日付け29原機(安)007及び平成29年9月8日付け29原機(安)012をもって一部補正)をもって、独立行政法人日本原子力研究開発機構理事長 鈴木 篤之(平成25年6月18日付け25原機(科保)028をもって松浦 祥次郎に代表者の氏名が変更され、平成27年4月15日付け27原機(科保)009をもって国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 理事長 児玉 敏雄へ名称及び代表者の氏名が変更された。)から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「法」という。)第26条第1項の規定に基づき提出された原子力科学研究所の原子炉設置変更許可申請書(STACY (定常臨界実験装置) 施設等の変更)に対する法第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号に規定する許可の基準への適合については以下のとおりである。

本件申請については、

- ・試験研究用等原子炉の使用目的を、原子炉施設及び核燃料サイクル施設に係る臨界基礎データの収集並びに教育訓練としていること
- ・使用済燃料については、国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の組織に再処理を委託又は引取りを依頼して引き渡すこととし、引渡しまでの間は当該原子炉施設において貯蔵する方針としていること
- ・既許可において、溶液燃料を用いたSTACYで使用予定であったウラン・プルトニウム混合酸化物の粉末状の燃料及びウラン酸化物のペレット状の燃料については、炉心燃料として使用する方針ではなく、燃料貯蔵設備に貯蔵する方針としていること

から、試験研究用等原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。